

社会福祉法人虎岳会 役員・評議員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人虎岳会の法人業務に伴う役員・評議員等に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員と同法人施設への行事等へ出席
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) 役員の研究會への参加及び他の施設の視察業務

(費用弁償)

第3条 前条の(1)から(5)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

区 分	費用弁償額
住宅地が丸亀市内にある者	4,000円
住宅地が丸亀市外且つ香川県内にある者	5,000円
今治、丸亀間を旅行する者	13,000円

3 前条(6)の業務の場合は、費用弁償として実費を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。

この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年1月30日から施行する。

附則

この規程は、令和6年5月28日から施行する。